

独占禁止法違反事件法的措置一覧（平成29年度）

番号	事件番号	件名 (措置年月日)	内 容	排除措置命令対象者数	課徴金額(万円)	課徴金対象者数
1	29 (措) 8	東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件 (H29.12.12)	東京都発注（平成26年度）の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	2	—	—
2	29 (措) 9	東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件 (H29.12.12)	東京都発注（平成27年度）の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	2	—	—
3	30 (措) 1	東日本旅客鉄道株式会社が発注する接客型制服の販売業者に対する件 (H30.1.12)	JR東日本向け接客型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	4	1,644	4
4	30 (措) 2	東日本旅客鉄道株式会社が発注する技術型制服及び検修型制服の販売業者に対する件 (H30.1.12)	JR東日本向け技術型制服及び検修型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	2	325	2
5	30 (措) 3	東日本旅客鉄道株式会社が発注する盛夏シャツ・ズボンの販売業者に対する件 (H30.1.12)	JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンの販売業者が、発注単価を既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、継続して供給できるようにしていた。	3	645	3
6	30 (措) 4	西日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者に対する件 (H30.1.12)	JR西日本向け制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	8	1,915	5
7	30 (措) 5	ハードディスクドライブ用サスペンションの製造販売業者に対する件 (H30.2.9)	我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの製造販売業者が、相互に協調し、販売価格を維持する旨を合意していた。	2	107,616	2
8	30 (措) 6	東日本電信電話株式会社が発注する作業服の入札参加業者らに対する件 (H30.2.20)	NTT東日本等向け作業服の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価格で入札し、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が引き続き納入できるようにする旨を合意していた。	2	—	—
9	30 (措) 7	大分県農業協同組合に対する件 (H30.2.23)	大分県農協は、こねぎの販売受託に關し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。	1	—	—

番号	事件番号	件名 (措置年月日)	内 容	排除措置命令対象者数	課徴金額(万円)	課徴金対象者数
10	30(措)8	公益社団法人神奈川県LPGas協会に対する件 (H30.3.9)	神奈川県LPGas協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPGas販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	1	—	—
11	30(措)9	東京都が発注する二層式低騒音舗装工事の工事業者に対する件 (H30.3.28)	東京都発注の二層式低騒音舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	5	34,064	6
12	30(措)10	東京港埠頭株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対する件 (H30.3.28)	東京港埠頭株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	4	17,619	4
13	30(措)11	成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の工事業者に対する件 (H30.3.28)	成田国際空港株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	5	25,382	6
				41	189,210	32

独占禁止法違反事件警告一覧（平成29年度）

番号	件名 (措置年月日)	内 容	関係人数
1	北海道電力(株)に対する件 (H29. 6. 30)	<p>北海道電力(株)は、次の①及び②の行為により、不当に、相手方により差別的な対価をもって取引していた疑い。</p> <p>① 北海道において特別高圧又は高圧で供給する電気について、平成28年3月3日、新設の需要家に対しては、当該需要家の利用形態において最も電気料金が安くなることが見込まれる契約種別（最適メニュー）を適用する一方、戻り需要家に対しては、利用形態のいかんにかかわらず、戻り需要であるという理由により、その小売供給契約における供給開始日から1年間、標準約款を適用する方針（基本方針）を決定した。</p> <p>② 基本方針に基づき、平成29年3月までの間に北海道電力と小売供給契約を締結した全ての戻り需要家に対し標準約款を適用した。これらの戻り需要家のうち産業用の戻り需要家の全て及び業務用の戻り需要家の過半については、従前、最適メニューとしてオプション契約約款を適用していたにもかかわらず、これを認めなかった。このため、少なくとも料金比較の試算が可能であった産業用の戻り需要家の大部分に対し、最適メニューが適用された場合に比して高額な電気料金で電気を供給した。</p>	1

番号	件名 (措置年月日)	内 容	関係人数
2	(株)カネス工商事に対する件 (H29. 9. 21)	(株)カネス工商事は、愛知県犬山市に所在する「カネスエ五郎丸店」と称する食品スーパーにおいて、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高い、キャベツ、ほうれん草、もやし、大根、レタス及び小松菜の6品目の野菜をいずれも1円で販売し、また、きゅうりを3本3円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを感じさせた疑い。	1
3	(株)ワイストアに対する件 (H30. 9. 21)	(株)ワイストアは、愛知県犬山市に所在する「ワイストア犬山店」と称する食品スーパーにおいて、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高い、キャベツ、ほうれん草、もやし、きゅうり、大根及びレタスの6品目の野菜をいずれも1円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを感じさせた疑い。	1

独占禁止法違反事件注意・その他一覧（平成29年度）

番号	件名 (措置年月日)	内 容	処理区分
1	阿寒農業協同組合に対する件 (H29.10.6)	阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。	注意
2	米国ドル建て国際機関債の取引を行う事業者に対する件 (H30.3.29)	外国に所在する金融機関2社が、我が国に所在する特定の金融機関が見積依頼を行った米国ドル建て国際機関債に係る取引について、英国ロンドンに所在するトレーダーの間で、情報ベンダーが提供するチャット機能を利用して顧客からの既発債の購入について情報交換を行い、2社のうち一方が、他方が顧客に提示したとするスプレッド（注）よりも大きいスプレッドを提示することにより、他方が当該取引を受注できるようにする旨を合意した。 (注) 米国ドル建て国際機関債の利回りと、当該債券と償還期間が同程度の米国債の利回りとの差をいう。スプレッドが大きいほど当該債券の価格は低下する。	終了 (違反認定)
3	アマゾンジャパン合同会社に対する件 (H29.6.1)	アマゾンジャパン合同会社が、Amazonマーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件（注1）及び品揃えの同等性条件（注2）を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあった。 (注1) 出品者がAmazonマーケットプレイスに出品する商品の販売価格及び販売条件について、購入者にとって、他の販売経路のものと比べて有利か又は同等のものとする条件。 (注2) 色やサイズ等のバリエーションについて、出品者が他の販売経路で販売している全てのバリエーションを、Amazonマーケットプレイスにも出品する条件。	打切り

番号	件名 (措置年月日)	内 容	処理区分
4	大成建設株式会社 ほか5名（4社、 個人2名） (H30.3.23)	<p>4社等は、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東海旅客鉄道株式会社が土木工事の請負業等を営む被告発会社4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上、同合意に従って、上記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社4社が共同して、上記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。</p>	告発